

# 川崎町生活排水処理基本計画

(平成25年度～平成34年度)

平成25年4月

川崎町

## 目次

|                    |    |
|--------------------|----|
| 計画の策定にあたって         | 1  |
| 1. 本町の概要           |    |
| (1) 地形・気象          |    |
| (2) 河川             |    |
| (3) 農地・山林          |    |
| (4) 生態系            |    |
| 2. 生活環境            |    |
| (1) 大気、騒音、振動       |    |
| (2) 水資源            |    |
| (3) 化学物質           |    |
| (4) 廃棄物            |    |
| 3. 社会環境            |    |
| (1) 景観             |    |
| (2) 公園             |    |
| (3) 歴史的文化遺産        |    |
| 第1章 基本方針           | 7  |
| 第1節 生活排水処理の理念、目的   |    |
| 第2節 生活排水処理の基本方針    |    |
| 第3節 計画区域及び計画期間     |    |
| 第2章 生活排水処理の現状      | 9  |
| 第1節 生活排水の処理フロー     |    |
| 第2節 処理形態別の人口の推移    |    |
| 第3節 し尿・浄化槽汚泥の処理状況  |    |
| 第4節 生活排水の処理主体      |    |
| 第3章 生活排水処理基本計画     | 12 |
| 第1節 生活排水処理の基本計画    |    |
| 第2節 生活排水の処理目標      |    |
| 1 生活排水の処理目標        |    |
| 2 計画人口             |    |
| 3 処理形態別計画人口の推計     |    |
| 第3節 し尿・浄化槽汚泥の処理計画  |    |
| 1 し尿・浄化槽汚泥の排出予想と目標 |    |
| 2 施設整備計画           |    |
| 3 処理施設             |    |
| 4 し尿・浄化槽汚泥の処理計画    |    |
| 第4章 広報・啓発活動の促進     | 16 |

# 計画の策定にあたって

## 1. 本町の概要

### (1) 地形・気象

川崎町は福岡県中央部より東寄りに位置し、東西 4.9 km、南北 12.6 km で、総面積 36.12 km<sup>2</sup> で南北に細長い地形となっています。

北は田川市、東は大任町、添田町、南は嘉麻市（旧山田市）に接しており、周囲を山に囲まれた田川盆地の中にあつて、気象台の気候区分によれば、同じ田川地区にあつても添田町より東は雨の少ない瀬戸内海型気候区に区分されますが、川崎町は西九州内陸気候区の筑豊盆地型に属します。暑さ寒さが厳しく、多雨で、風は山により弱められ比較的穏やかです。平均気温は15.6℃、年間降水量は1,543mmとなっています。



(川崎町の位置)

## (2) 河川

中元寺川は添田町上中元寺付近を源とし北流、川崎町を南北に貫流し、下真崎付近で安宅川と合流、更に鮎返りで木城川と、池尻付近で櫛毛川と合流、最終的に英彦山川と合流後遠賀川に注ぎ込む、総延長およそ26kmの一級河川です。その他筒丸川、奥殿川、田代川、黒木川、荒平川、米田川、島廻川、奥谷川、号四郎川、土田川などの準用河川があります。また、小松ヶ池や六郎池をはじめとする農業用ため池が古くから灌漑に利用されています。

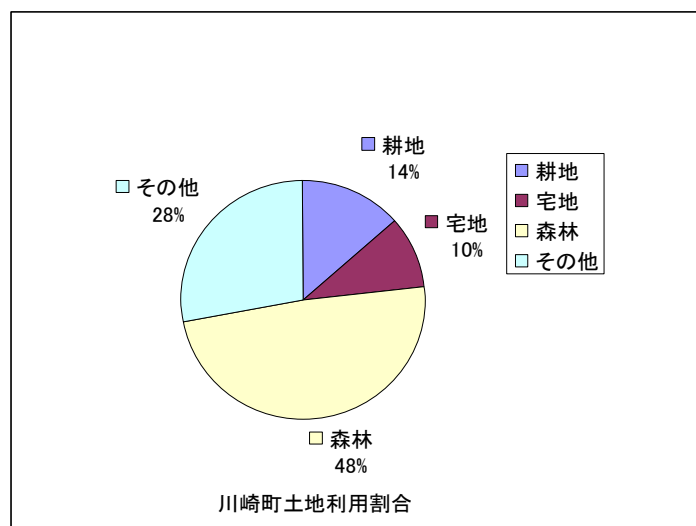
## (3) 農地・山林

平成23年度の経営耕地面積は、4.9平方kmで、耕地面積比率は14%です。本町の経営耕地面積は年々減少しており、平成11年度と比較すると平成23年度では約2%減少しています。

また農家数、農業就業人口（自営農業に主として従事した世帯員数）とも減少傾向にあります。川崎町の農業に従事している人の平均年齢は64歳になっており、健康、後継者問題等を多く抱えています。

町内民有林の森林面積は17.50平方kmで、総面積の48%を占めています。町内にあって安真木地区は、山地森林帯が大部分を占めており、その樹種で多いのはスギ（面積で57%）、ヒノキ（39.6%）です。天然林率は20.9%で、広葉樹が大部分であって、約10%の針葉樹はマツ類です。立木地全体では、針葉樹の占める割合が面積で約80%、材積では90%以上と高くなっています。

過去4年間の施業面積は、3.98平方kmで内訳は下刈り2.8平方km、人工造林0.36平方km、除間伐0.82平方kmです。流域森林総合整備事業をはじめとする国庫補助事業によりほとんど森林組合が受諾していますが、近年の林業不況のあおりを受け、受託の減少、林業従事者の高齢化等で経営基盤の弱体化が見られます。



(平成23年度市町村要覧より抜粋)

## **(4) 生態系**

### **ア・植物**

本町は最も標高の高い戸谷ヶ岳でも712mしかなく、全域が温暖帯気候区に属しています。森林は戸谷ヶ岳をはじめ、600m級の嘉麻市と境をなす山々がすべてスギやヒノキの人工林であるため、本来の自然植生をこれらの山地にみることはできません。それ以外の山地、丘陵地でもほとんど人工林であり、川崎町は森林面積が広いものの、自然林の占める割合はごくわずかです。本町における自然林は小峠地区の荒曽（標高487.5m）の西側斜面にあるシイの二次林が最も規模が大きく、この林の中には、モクレン科のコブシに似たタムシバが多数生育しているのが特徴です。その他外木城、内木城、上真崎、下真崎、古屋敷ではシイにヒノキが混ざっています。大ヶ原は畑地、果樹園、養鶏、酪農など多様な土地利用が行われていますが、コナラ群落やセイタカアワダチソウを中心とした荒地雑草群落も見られます。

町内の多くの神社には神社林がありますが、ほとんどの神社で自然木は伐採され、スギやヒノキの植林が行われており、昔ながらの神社林はほとんどありません。そうした中、池尻の大石神社だけは規模も大きく、シイやタブノキなどの自然木の茂る鎮守の森が残されています。中田原の正八幡宮には範囲が狭いですが、イチイガシの大木をはじめ、本殿の背後に自然木が見られます。

### **イ・動物**

本町では大型のほ乳類や鳥類などは行動範囲が広いので近隣の添田町・嘉麻市などと大差はありません。ほ乳類ではニホンジカやイノシシの増加が目立ちます。両生類では中元寺川上流域にオオサンショウウオの生息情報がありますが、町内の山間部にはシュレーゲルアオガエルが生息しており、低地では田川地域のほとんどで絶滅したトノサマガエルを見ることができます。魚類では特定外来生物のオオクチバスやブルーギルの繁殖が目覚ましく、中元寺川や安宅川では絶滅危惧種のスナヤツメやアカザが生息しています。

## **2. 生活環境**

### **(1) 大気、騒音、振動**

本町では国道322号線の交通量の増加に伴い、自動車の排ガス、交通騒音・振動が問題となってきています。

これらの問題については、自動車の使用の抑制や低公害車の導入促進などの誘導的な措置に加え、今後の道路整備については、住民の安全に配慮した整備を進めていく必要があります。

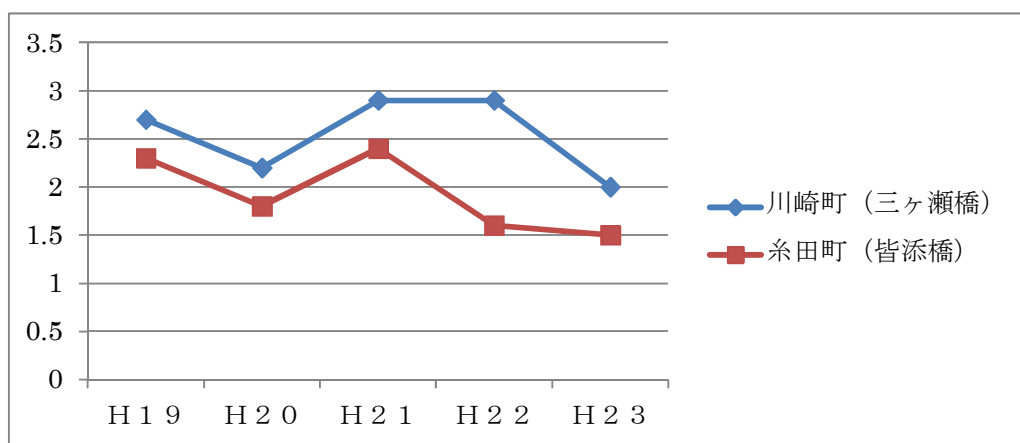
近年はごみの焼却による苦情が多いことから、規制の周知等に努める必要があります。

事業所による公害については、現在のところ顕在化していませんが、引き続き指導、監視を行う必要があります。

## (2) 水資源

本町の各河川が合流する中元寺川は田川市を経て彦山川、遠賀川へと続いており、下流域の市町村では水源の多くをこの河川に依存していることから、河川の水質を保全する責務があります。

川崎町では、遠賀川田川地区流域の公共下水処理事業計画の立ち消え等を考慮し、より現実的な汚水処理を実現するため、県や国の補助金制度を活用しながら小型合併浄化槽の設置を推進していきます。



中元寺川の水質の推移 (BOD 75%値 : mg/L)

※BOD値 (生物化学的酸素要求量) とは、有機物汚染の度合いを示すモノとして測定されていて、水中の有機物が微生物に分解される際に消費される酸素の量を表しています。

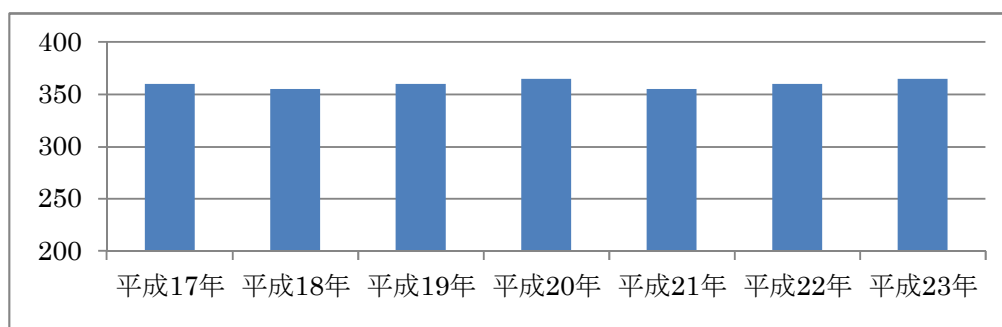
本町の公共用水域における水質調査地点「三ヶ瀬橋」は環境基準B類型に指定されており、平成16年度以降、基準値の3.0mg/1 (BOD75%値) を下回っています。

昭和30年代のように微粉炭の混じる黒い流れではなくなったものの、生活排水の流入等による水質悪化が懸念されています。

また、水は限られた資源であり、私たちの使用する水をつくりだしたり、配水したりするためには大きなエネルギーを使用しています。

本町の上水道給水の推移を見ると町民一人当たりの使用量はほぼ横ばい状態にありますが、今後は節水や再利用により、使用量を抑制していく必要があります。

川崎町における1日1人当たりの水使用量(リットル)



(資料 : 川崎町水道課)

### (3) 化学物質

化学物質は、生活を豊かにする反面、その多くは程度の差こそあれ、人や野生生物に悪影響を及ぼすと指摘されており、特に最近では、ダイオキシン類、外因性内分泌攪乱化学物質（通称「環境ホルモン」という。）など化学物質による人の健康への影響が懸念されています。また、身近な問題として、農業や食品製造で使用される化学物質の健康に及ぼす影響についても懸念されており、これらに対する適切な対応が必要となっています。

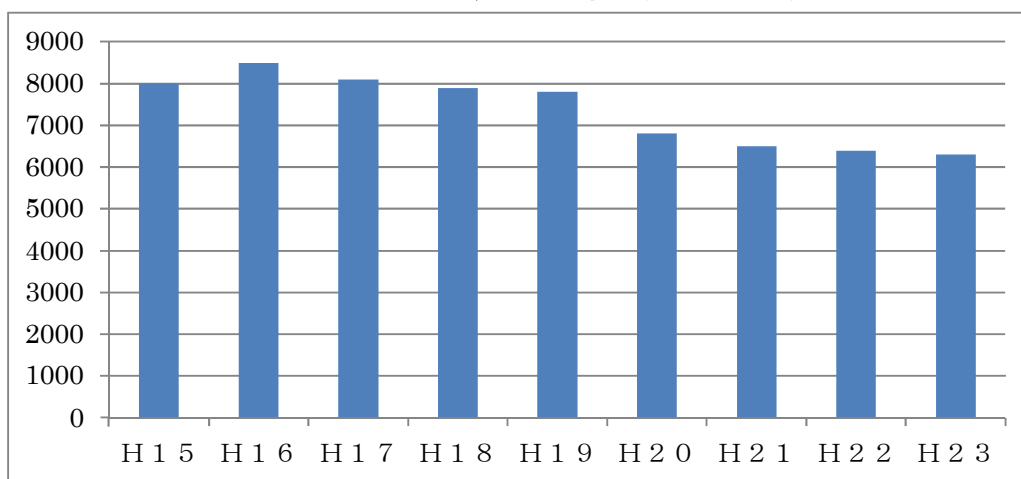
### (4) 廃棄物

大量消費、大量廃棄型のライフスタイルが定着しておりますが、分別収集の推進等により本町におけるごみの排出量は平成16年をピークに年々減少傾向にあります。

ただし、廃棄物の種類も多様化が進んだことにより、廃棄物及びその処理に伴う化学物質の影響も懸念されています。

このため、廃棄物の適正処理を行うとともに、発生量の抑制を基本とした再資源化等のシステムを確立し、循環型社会を実現することが必要となっています。

川崎町の年間ごみ排出量の推移(単位：トン)



## 3. 社会環境

### (1) 景観

本町は緑が豊かな反面、市街地や幹線道路沿いには、花や緑が少ないという意見があり、花づくり運動などによる市街地の緑化を検討する必要があります。

また、近年ごみの不法投棄、ごみのポイ捨て、ペットのふん害といった問題が顕在化していることから環境保全条例に基づいた清潔なまちづくりを推進していく必要があります。

### (2) 公園

本町は昭和30年代の前半まで石炭産業が隆盛を極め、石炭採掘のための自然破壊が相次ぎ、緑が減少するとともにボタ山が出現しました。

こうした状況の中、平成元年度には安真木地区の豊かな自然を活かしながら、従来からある戸谷山荘、観光りんご園を含めた自然公園の建設に着手し、また平成5年度より、

西田原地区と田川市との境界に位置するボタ山を緑豊かな公園として整備しました。しかし、住民の要望を満たすゆとりのある公園施設は、既存の町民運動公園のみであり、公園の整備水準は平成23年3月時点で、人口1人当たり3.8㎡/人であり、全国の7.92㎡/人を下回っています。

緑化対策については、県道(田川桑野線)脇にコスモス、ヒマワリの植栽を地域住民と一緒にっており、町民の緑に対する意識も次第に高まってきています。

### **(3) 歴史的文化遺産**

文化財については、室町時代の僧である雪舟が築庭したと伝えられている藤江氏魚楽園が、国指定文化財に指定されています。その他、県指定が3件及び本町にとって重要な文化財を町指定文化財として3件指定しています。

大切な文化財を守り伝えるために川崎町では川崎町文化財保護条例（平成元年条例第213号）を定めています。

この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第213号）及び福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、川崎町内に存在する文化財のうち本町にとって重要なものを大切に保存、活用することで川崎町民の文化的向上に役立つことを目的として制定されています。

この条例で文化財は、有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物の4つに区分されており、川崎町文化財専門委員会で調査及び審議を行なっています。



## 第1章 基本方針

### 第1節 生活排水処理の理念、目的

近年、町民の生活水準の向上、生活様式の多様化などにより生活雑排水量が増加し、その一部が未処理のまま放流されることにより公共用水域の汚濁の一因となっていると考えられています。このため、地域の水環境保全などの観点から生活排水処理対策の必要性はますます高くなっています。

生活排水は、すべての家庭、事業所から日常生活に伴い排出されるものであり、町民・事業所・行政等の一体となった取り組みが必要不可欠です。このようなことから、快適で魅力ある生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的として、町民・事業者等に対し、生活排水対策の必要性についてさらなる意識の高揚を図るとともに、地域特性・実情に応じた経済的・効率的な生活排水処理施設の普及を積極的に推進していくこととします。

### 第2節 生活排水処理の基本方針

#### 1 生活排水処理に係る理念、目標

本町においては、下水排水路等の整備は遅れており、町内を縦横する無数の農業水路に生活排水が流下し、水質の悪化は農業生産にも重大な影響を及ぼしかねない。生活排水を適正に処理することが、町民の快適な生活を保持するために不可欠であると考えます。

また、急速に進む高齢化のなかでトイレの水洗化は福祉対策とも密接な関係を有するようになって来ており、適正な生活排水の処理を確保しつつ、水と親しめる町づくりをめざすことを目標とする。

#### 2 生活排水処理施設整備の基本方針

- 1) 集落の形態をなしていない分散して立地している家屋については、各戸又は共同で合併処理浄化槽により処理する。
- 2) 公営住宅等の集合世帯等については、大型合併処理浄化槽又は集合型処理施設を整備する。
- 3) 単独処理浄化槽を設置している家庭については、生活雑排水の処理を進めるために個別の状況を勘案しつつ、合併処理浄化槽への転換を推進する。

- 4) 事業所・店舗については、生活雑排水の適正な処理をするため、合併処理浄化槽への転換を指導強化していく。
- 5) 今後行われる宅地開発等については、開発の規模に応じて合併処理浄化槽またはコミュニティプラント等の整備を行う。

### 第3節 計画区域及び計画期間

#### 1 計画区域

計画区域は、町内全域とします。

#### 2 計画期間

計画期間は、平成25年度を初年度とし、平成34年度を目標年度とする10年間とし、概ね5年ごとに、また諸条件に大きな変動があった場合には、必要に応じて見直すものとする。

## 第2章 生活排水処理の現状

### 第1節 生活排水の処理フロー

本町における生活排水の処理フローを図1に示します。

合併処理浄化槽を設置している世帯は、し尿と生活雑排水の全てが浄化槽で処理されています。これらの世帯については、図1の中で「水洗化・生活雑排水処理」としてひとくくりにしています。

し尿だけを処理する単独処理浄化槽を設置している世帯については、トイレは水洗化されていますが、生活雑排水は未処理のまま放流されていますので、この世帯については「水洗化・生活雑排水未処理」としてしています。

くみ取り式トイレの世帯についても、生活雑排水は未処理のまま放流されていますので、この世帯については「非水洗化」としてしています。

し尿や浄化槽汚泥については、し尿処理場へ搬入し処理を行っています。

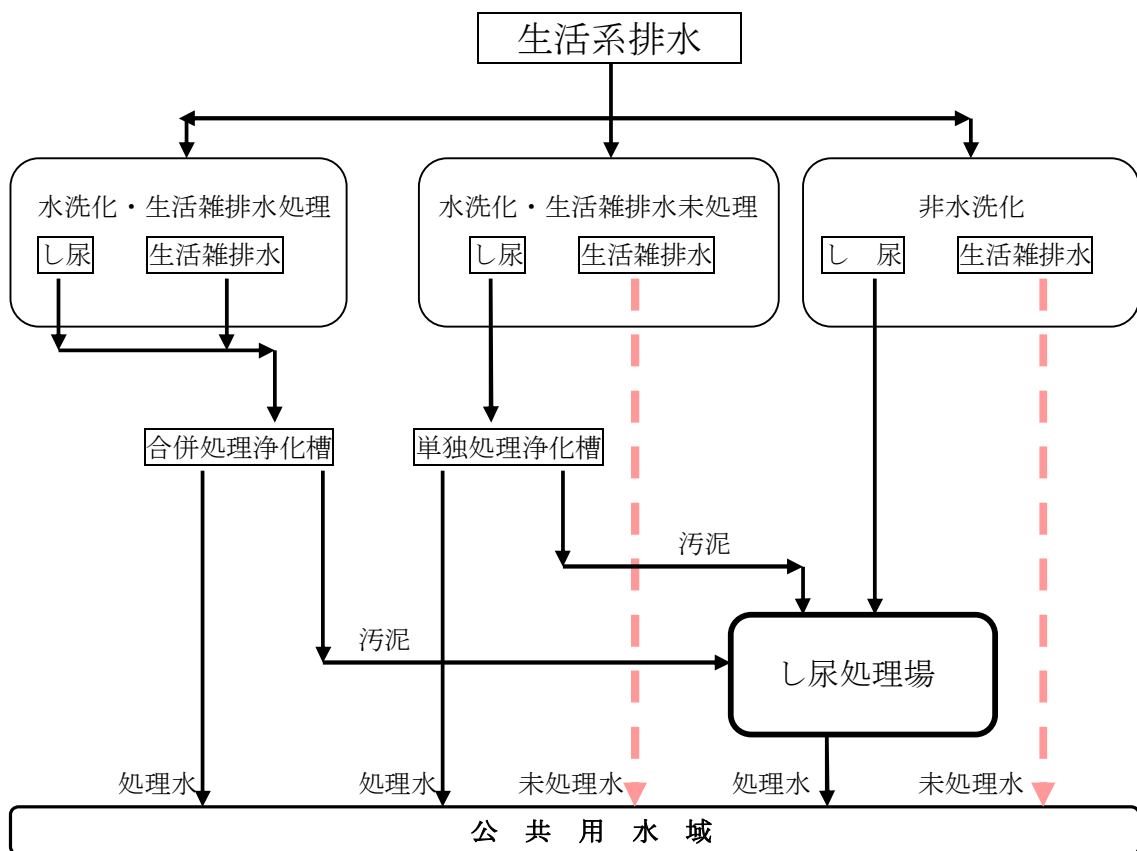


図1 生活排水処理システム（現状）

## 第2節 処理形態別人口の推移

本町における過去6年間（平成18年度～平成23年度）の生活排水の形態別人口を表1に示します。

平成23年度における処理形態別人口をみると、計画処理区域内人口19,248人に対し、水洗化・生活雑排水処理人口3,957人（20.56%）、水洗化・生活雑排水未処理人口2,628人（13.65%）、非水洗化人口12,663人（65.79%）となっています。

平成22年に行った浄化槽設置状況の再調査の結果を受け、平成21年までのデータは参考程度に留めておき、今後は平成22年度の値を基準に計画を策定することとします。ただし、合併処理浄化槽は毎年一定数は増え続けているため、浄化槽処理人口は整備進捗に伴い増加傾向に、水洗化・生活雑排水未処理人口はほぼ横ばい状態で推移し、非水洗化人口は、合併処理浄化槽の普及により減少していくと予想されます。

表1 生活排水処理形態別人口の推移

（単位：人）

|            |                                | 18年度   | 19年度   | 20年度   | 21年度   | 22年度         | 23年度   |
|------------|--------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------------|--------|
| 人口動態       | 行政区内人口                         | 20,688 | 20,568 | 20,134 | 19,834 | 19,579       | 19,248 |
|            | 1. 計画処理区域内人口                   | 20,688 | 20,568 | 20,134 | 19,834 | 19,579       | 19,248 |
|            | 2. 水洗化・生活雑排水処理人口<br>（合併処理浄化槽）  | 6,359  | 6,444  | 6,519  | 6,607  | 3,877        | 3,957  |
|            | 公共下水道人口                        | 0      | 0      | 0      | 0      | 0            | 0      |
|            | コミュニティ・プラント人口                  | 0      | 0      | 0      | 0      | 0            | 0      |
|            | 浄化槽人口                          | 6,359  | 6,444  | 6,519  | 6,607  | 3,877        | 3,957  |
|            | 3. 水洗化・生活雑排水未処理人口<br>（単独処理浄化槽） | 1,991  | 1,991  | 1,991  | 1,991  | 2,628        | 2,628  |
|            | 4. 非水洗化人口                      |        |        |        |        |              |        |
|            | し尿処理                           | 12,338 | 12,133 | 11,624 | 11,236 | 13,074       | 12,663 |
|            | 自家処理                           | 0      | 0      | 0      | 0      | 0            | 0      |
| 計画処理区域外人口  | 0                              | 0      | 0      | 0      | 0      | 0            |        |
| 生活排水処理率(%) |                                | 30.73  | 32     | 32.37  | 33.31  | 19.8<br>(注1) | 20.56  |

（注1）平成22年度の生活排水処理率の急激な落ち込みは、保守点検業者、清掃業者、浄化槽協会からの浄化槽設置基数調査にもとづき再調査の結果の値を使っているからです。

### 第3節 し尿・浄化槽汚泥の処理状況

本町におけるくみ取りし尿・浄化槽汚泥の処理状況を表2に示します。  
し尿・浄化槽汚泥は許可業者が収集し、し尿処理場へ搬入し処理をしています。

**表2 し尿・浄化槽汚泥の処理量の推移**

| 項目/年度     | 18年度   | 19年度   | 20年度   | 21年度   | 22年度   | 23年度   |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| し尿(Kℓ)    | 11,762 | 11,517 | 11,421 | 11,340 | 11,310 | 11,391 |
| 浄化槽汚泥(Kℓ) | 7,182  | 7,466  | 7,313  | 7,215  | 7,481  | 7,967  |
| 計(Kℓ)     | 18,944 | 18,983 | 18,734 | 18,555 | 18,791 | 19,358 |

### 第4節 生活排水の処理主体

生活排水処理施設ごとの処理主体は以下に示します。

- 1) 集落の形態をなしていない分散して立地している家屋が、各戸又は共同で設置する合併処理浄化槽による処理は、各個人またはその設置者とする。
- 2) 公共住宅等の集合世帯に設置する大型合併処理浄化槽、集合型処理施設の処理は、浄化槽管理者とする。
- 3) 単独処理浄化槽による処理は、その管理者とする。
- 4) 新規住宅開発等に伴い設置される大型合併浄化槽、コミュニティプラントの処理は、住宅開発者等とする。
- 5) 浄化槽汚泥及び汲み取るべきし尿の処理は、し尿処理場とする。

## 第3章 生活排水処理基本計画

### 第1節 生活排水処理の基本計画

生活排水の処理は町内全域を対象とし、各処理施設についての内容は以下のとおりとします。

#### ① 合併処理浄化槽

本町では、公共下水道の計画が表3のように中止になったため、合併処理浄化槽による生活排水の処理を推奨し、「川崎町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」に基づく補助制度による普及促進を図ります。

し尿のみを処理する単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を設置している世帯等については、生活雑排水の未処理放流を減らし水質汚濁の改善を図るため、現在の合併処理浄化槽の設置に対する補助制度を拡充することにより、合併処理浄化槽への転換促進をより一層進めます。

また、宅地開発等については、その規模に応じた合併処理浄化槽の整備による処理を進めます。

#### ② し尿処理施設

し尿、浄化槽汚泥はし尿処理場へ搬入し、処理を行います。

表3 下水道計画と処理対象人口

(単位：人)

|         | 平成20年3月31日 | 一部共用開始<br>平成30年度 | 下水道計画目標年度<br>平成49年度 |
|---------|------------|------------------|---------------------|
| 下水道計画区域 | 計画中止       |                  |                     |
| 合計      | 20,134     | ※17,903          | ※17,684             |

※人口は下水道計画当時に推定された人口です

## 第2節 生活排水の処理目標

生活排水を処理する区域及び人口

生活排水を処理する区域は町内全域とし、目標年度（平成34年度）における処理人口と生活排水処理率は表4及び表5のとおりとする。

また、下水道整備計画における一部共用開始年は平成30年度であったが、諸事情により整備計画は中止となっている。

**表4 計画人口**

(単位：人)

| 項目／年度     | 現況<br>(平成23年度) | 中間年度<br>(平成29年度) | 目標年度<br>(平成34年度) |
|-----------|----------------|------------------|------------------|
| 行政区域内人口   | 19,248         | 18,783           | 18,113           |
| 計画処理区域内人口 | 19,248         | 18,783           | 18,113           |
| 生活排水処理人口  | 3,957          | 4,605            | 5,145            |

**表5 生活排水の処理目標**

| 項目／年度       | 現況<br>(平成23年度) | 中間年度<br>(平成29年度) | 目標年度<br>(平成34年度) |
|-------------|----------------|------------------|------------------|
| 生活排水処理率 (%) | 20.56%         | 24.5%            | 28.4%            |

### 第3節 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

#### 1 し尿・浄化槽汚泥の排出予想と目標

平成18年度から23年度の過去6年間の処理人口（表1）と収集量（表2）から、中間年度、目標年度におけるし尿及び浄化槽汚泥の排出量を推計した結果は、以下の表6のとおりです。

表6 収集・運搬量の予測

（単位：kℓ）

| 年 度           | し 尿(kℓ)       | 浄化槽汚泥(kℓ)    | 収集・運搬量(kℓ)    |
|---------------|---------------|--------------|---------------|
| 平成24年度        | 11,242        | 7,506        | 18,748        |
| 平成25年度        | 11,213        | 7,516        | 18,729        |
| 平成26年度        | 11,182        | 7,526        | 18,708        |
| 平成27年度        | 11,151        | 7,536        | 18,687        |
| 平成28年度        | 11,098        | 7,546        | 18,644        |
| <b>平成29年度</b> | <b>10,983</b> | <b>7,556</b> | <b>18,539</b> |
| 平成30年度        | 10,853        | 7,566        | 18,419        |
| 平成31年度        | 10,742        | 7,576        | 18,318        |
| 平成32年度        | 10,658        | 7,586        | 18,244        |
| 平成33年度        | 10,552        | 7,600        | 18,152        |
| <b>平成34年度</b> | <b>10,523</b> | <b>7,610</b> | <b>18,113</b> |

#### 2 施設整備計画

施設整備は表7に示すとおり、合併処理浄化槽とするがその他の施設についても宅地開発等に伴って必要が生じた場合は整備する。

また、合併処理浄化槽のうち小型合併処理浄化槽については、循環型社会形成推進地域計画にもとづき合併処理浄化槽設置整備事業(表8)を主体として進める。

表7 施設整備計画

| 施 設 名       | 計画処理区域 | 整備予定年度            | 事業費見込み                              |
|-------------|--------|-------------------|-------------------------------------|
| 合併処理<br>浄化槽 | 町内全域   | 平成25年度～<br>平成34年度 | 平成25年度～平成29年度<br>5ヶ年計画分<br>57,030千円 |



表8 合併処理浄化槽設置整備事業設置実績及び計画

| 年 度 別 浄 化 槽 設 置 基 数 区 分 |    |    |    |    |    |    |           |
|-------------------------|----|----|----|----|----|----|-----------|
| 実 績                     |    |    |    |    |    |    | 計 画       |
| 年度                      | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 平成25年度以降  |
| 基数                      | 30 | 34 | 30 | 35 | 32 | 32 | 年間30基設置予定 |

### 3 処理施設

本町のし尿及び浄化槽汚泥については、し尿処理場へ搬入し、前処理により夾雑物除去の後、高負荷脱窒素処理、砂ろ過・オゾン・活性炭による高度処理を行い処理水は中元寺川へ放流しています。

### 4 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

#### 1) 排出抑制・再資源化

合併処理浄化槽の普及促進により、平成34年度のし尿の排出量は平成23年度排出量に比較して約7%の削減となる。また、浄化槽汚泥等は約1.5%増加し、し尿処理施設における処理の負担が高くなる事が予測される為、汚泥の堆肥化処理などによる再資源化利用を推進することとする。

#### 2) し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬計画

収集・運搬は計画的、且つ、生活に支障を来たさぬうちに、バキューム車等の適切な方法で行い、収集・運搬量は表6のように推測する。

また、住民サービスの向上及び収集量の変動等の状況を勘案し、将来に渡って安定した収集・運搬を行うこととする。

##### ①収集区域の範囲

収集区域は、町内全域とする。

##### ②収集・運搬の方法

緊急を要する場合(収集量の急激な増加等)を除き、基本的に本計画に沿って収集・運搬を行うこととする。

##### イ) し尿

し尿の収集・運搬業務は、許可業者によるものとする。

##### ロ) 浄化槽の清掃

浄化槽清掃は、清掃の技術上の基準に基づくものとし、その管理者又は許可業者によるものとする。ただし浄化槽清掃業のみの許可業者は、他の浄化槽汚泥の収集・運搬の許可業者との業務提携を必ず行うこととする。

##### ハ) 浄化槽汚泥の収集・運搬

浄化槽汚泥の収集・運搬は、許可業者によるものとする。

### 3) 資源化計画

浄化槽より発生する汚泥は堆肥化することにより有効利用が可能であり、その需要も高いと考えられることから、堆肥化施設の建設などを働きかける。

## 第4章 広報・啓発活動の促進

### 1 住民に対する広報・啓発活動

家庭から排出される生活雑排水が未処理で放流されることにより、生活環境の悪化や公共用水域の水質汚濁が引き起こされていることを広く周知し、生活環境や水環境の保全に対する生活排水の適正処理の必要性について、広報や町のホームページ等への掲載による啓発活動を進めていきます。

また、浄化槽については定期的な保守点検、清掃及び定期検査について、広報等を通じてその徹底に努めるとともに、関係業者との連携を強めて適正な維持管理等指導の強化を図る。

### 2 遠賀川流域自治体との関連

遠賀川流域自治体の処理計画と整合のとれたものとする為、当該計画の進展をみながら、必要な場合は本処理計画の一部変更も検討する。

## 川崎町生活排水処理基本計画

---

発行 : 平成 25 年 3 月

発行者 : 川崎町役場環境保全課  
〒827-8501  
福岡県田川郡川崎町大字田原 897 番地の 2  
T E L 0947-72-3000 F A X 0947-72-6453

---